

国際公会計基準審議会（IPSASB）

「戦略及び作業計画 2024-2028」の解説

公会計委員会政府会計専門委員会専門委員長 公認会計士 仲友佳子

本稿では、2024年10月に国際公会計基準審議会（IPSASB）より公表された「戦略及び作業計画 2024-2028」（以下「本文書」という。）について解説する。

1. 本文書の位置付け

IPSASBの活動は、各国の利害関係者の意見を反映した中期計画（戦略及び作業計画）に基づいて行われている。本文書は、2024年から2028年の5年間のIPSASBの活動について定める新しい中期計画書である。

IPSASBは2023年10月にコンサルテーション・ペーパー「戦略及び作業計画 2024-2028」（以下、「CP」という。）を公表した。その後、2024年6月会議でCPに寄せられたコメントレターの検討を行い、2024年9月会議で本文書の公表を承認した。

2. IPSASB の新戦略

(1) 戦略目標

本文書は、新しいIPSASBの戦略目標を次のように定めている。

前中期計画の戦略	本文書の新しい戦略
発生主義 IPSAS の採用を増すことで世界的に公共財務管理（PFM）を強化する。	発生主義 IPSAS 及び①国際公的部門サステナビリティ報告基準の採用と②実施の増加を通じ、③世界的に公共財務管理（PFM）と持続可能な開発を強化する。

新戦略案には、以下の考え方反映されている。

- 発生主義 IPSAS に加えて、サステナビリティ報告基準も開発する。
- 基準の採用（adoption）だけでなく、実施（implementation）の増加を目指す。¹

¹ IPSASBは、「採用」（会計処理のフレームワークを採用する政治的・法的な決定）と「実施」（そのフレームワークへの移行作業）とを区別している。採用決定及び実施プロセスの最終的な成果は、発生主義に基づく一般目的財務報告書等の報告書の作成であり、当該報告書によりアカウンタビリティ目的及び意思決定目的のため、発生主義に基づく財務情報が利用者に提供される。

- 公共財務管理（PFM）²だけでなく、持続可能な開発³も世界的に強化する。

(2) 戰略目標を達成するための活動

(1) の戦略目標を達成するための主な活動として以下の 2 項目を提案している。

前中期計画	本文書
公的部門向けた IPSAS 及びその他の高品質な財務報告ガイドラインの開発と維持。	国際基準の提供。公的部門の財務及びサステナビリティの報告基準の開発とメンテナンス。
IPSAS 及び発生主義採用の便益の認知度の向上。	採用と実施に向けた啓発。IPSASB の基準書及びその採用と実施による便益についての認知度の向上。

前中期計画の活動と比べると、以下の点が異なっている。

- 國際基準の提供に関する活動
 - サステナビリティ報告基準の開発とメンテナンスを追加した。
 - 「高品質」の文言を削除した。
- 採用と実施に向けた啓発活動
 - 基準の採用（adoption）から踏み込んで、具体的な実施（implementation）を目指す。（脚注 2 を参照）

3. 国際基準の提供に関する活動

(1) 公的部門の財務報告基準

IPSASB は、公的部門固有の報告上の課題に対処するために、財務報告基準設定に注力している。2023 年に収益、移転費用、測定、有形固定資産などを扱う重要な IPSAS が公表されたことで、IPSAS 採用の障害となっていた基準書の不備はほぼ解消され完成に近づいている。

本文書は、上記のように基準書が充実したことを踏まえ、新中期計画期間では、主要な財務報告基準の開発プロジェクトを新たに追加しないことを説明している。その代わり、現行の IPSAS のメンテナンス活動に注力する。

メンテナンス活動の例として、次の 2 項目が提案されている。

² 広義の公共財務管理（PFM）とは、「公的サービスのアウトカムの効率的かつ効果的な提供を可能にし、かつその提供に影響を及ぼす、公的部門の主体にとって対外的かつ内部的側面の両方で、財政資源が計画され、指図され、コントロールされる制度」を指す。

³ 持続可能な開発とは、「将来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させるような開発」を指す。

- 適用パネル：小グループを設置して、利害関係者が提起した適用上の課題を評価し、必要に応じて IPSASB の定期会議で課題検討のための勧告を行う。また、国際会計基準審議会 (IASB) の国際財務報告解釈指針委員会 (IFRIC) や IFRS 適用課題対応専門委員会 (IFRS-IC) における検討事項の IPSASB での取り扱いを提案する。
- 適用後レビュー：公表後数年が経過した IPSAS（例えば IPSAS 第 42 号「社会給付」）について、関係者からのフィードバックを踏まえて基準書を改訂する。

(2) 公的部門のサステナビリティ報告基準

IPSASB は 2022 年 5 月にコンサルテーション・ペーパー (CP) 「公的部門のサステナビリティ報告の推進」を公表した。関係者から寄せられたコメントレターの多くは CP の提案を支持していたので、IPSASB は 2023 年 6 月に公的部門用のサステナビリティ報告基準の開発に着手することを決定した。

具体的な取り組みとして、IPSASB は 2024 年 10 月にサステナビリティ報告基準 (SRS) 公開草案第 1 号「気候関連開示」を公表し、2025 年 2 月末まで幅広い関係者からのコメントを募集した。

本文書では、この中期計画期間において、利害関係者のニーズへの対処、国際的な協働、原則の明確化、の三つの主な活動を通じて引き続き SRS を提供する予定であることを説明している。

4. 採用と実施に向けた啓発活動

発生主義に基づくより適切な会計処理と、サステナビリティの報告により、透明性とアカウンタビリティが向上し、意思決定のために有用な情報を提供できるようになるため、発生主義会計の適用は公共の利益に資する。IPSASB は引き続きその活動を通じて、財務報告に関する IPSAS を推進するとともに、サステナビリティ報告基準の開発も行う予定である。

財務報告基準とサステナビリティ報告基準の啓発活動として例えば以下のような活動を行う。

認知度の向上	<ul style="list-style-type: none"> 各国の PFM 関係者に幅広く働きかける。 国際会議や地域イベントに参加する。 適用に役立つスタッフ Q&A 等の文書を公表する。 関連組織のスタッフ向け研修や内部イベントに参加する。
提携関係の構築	<ul style="list-style-type: none"> 国際会計士連盟 (IFAC) や他の国際機関と連携して有用な資料を開発する。 地域イベントを通じて、各国・地域との関係を戦略的に構築する。 政府財政統計関係者と協力する他のサステナビリティ基準設定主体及び専門家の作業に適宜参加して、関係者との継続的な対話を維持する。
国・地域、及び国際	<ul style="list-style-type: none"> 基準書その他の文書、年次ハンドブックを作成する。

的な取組みの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育・能力開発、適用上の課題について、各国組織と連携する。 ・ 経済協力開発機構（OECD）が開催する各国財務省担当者の年次会議に参加する。 ・ 最高会計検査機関国際組織（INTOSAI）の活動に参加する。
----------	---

5. 将来のプロジェクト候補

3. (1) で述べたように、本文書は現時点では主要な財務報告プロジェクトを作業計画に追加していないが、将来的に実施する可能性のあるプロジェクト候補として、次のプロジェクトを示している。

主要な財務報告プロジェクトの候補	メンテナンス・プロジェクトの候補
<ul style="list-style-type: none"> ・ 料金規制活動（IFRS 第 14 号「規制繰延勘定」及び将来的な IFRS 会計基準） ・ IFRS 第 17 号「保険契約」 ・ IAS 第 34 号「期中財務報告」 ・ 租税支出の開示（開示プロジェクト） ・ 財務報告におけるより適切なコミュニケーション（開示プロジェクト） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ IPSAS 第 2 号「キャッシュ・フロー計算書」 ・ IPSAS 第 18 号「セグメント別報告」 ・ IPSAS 第 20 号「関連当事者についての開示」 ・ IPSAS 第 22 号「一般政府セクターに関する財務情報の開示」 ・ IPSAS 第 24 号「財務諸表における予算情報の表示」 ・ IPSAS 第 40 号「公的部門の結合」 ・ 推奨実務ガイドライン（RPG）の更新

6. CP と本文書の主な相違点

CP に寄せられたコメントレターの多くは CP の提案に賛成の内容であったため、本文書は以下の点を除き、概ね CP と同じ内容となっている。

CP では戦略目標を達成するための主な活動として、IPSAS の採用の推進を挙げていたが、本文書ではコメントレターに基づいて IPSAS の実施（implementation）を追記した。本文書の 2. (2) を参照されたい。

以上